

# 光市記者発表資料

令和7年8月6日

件名

「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」の締結について

内容

近年、夏季において、全国的に過去に例のない危険な暑さにより、健康にかかる重大な被害が懸念される状況となっています。

本市においても例外ではなく、熱中症特別警戒アラート発表時の暑さ対策の一つとして、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定を進めており、これまで公共施設13施設と民間施設10施設をクーリングシェルターに指定しています。

この度、市は株式会社西京銀行と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」を締結し、市内2施設を、民間のクーリングシェルターとして指定しました。

## 記

- 協定名 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定
- 協定締結相手先 株式会社西京銀行 光支店  
支店長 米原弘美
- 協定内容 熱中症特別警戒アラート発表時、対象施設を一般に開放
- 対象施設 市内2施設 ※詳細は別紙のとおり
- 協定締結日 令和7年8月6日（水）
- その他 協定調印式は行いません。

### 【クーリングシェルターについて】

熱中症特別警戒アラート発表時に、避難施設として一般に開放される施設のこと。

### 【熱中症特別警戒アラートについて】

各都道府県において、すべての暑さ指数（WBGT）情報提供地点で、暑さ指数が3.5以上になると予測された場合に発表されるもので、広域的に過去に例のない危険な暑さを想定。

◆問合せ◆ 担当課：環境市民部環境政策課環境政策係  
担当者：村上 電話：(0833) 72-1465

【対象施設（民間クーリングシェルター）】

| 施設名               | 所在地              | 開放可能日時      | 受入可能人数 |
|-------------------|------------------|-------------|--------|
| 株式会社西京銀行<br>光支店   | 光市中央五丁目 10 番 5 号 | 平日 9 時～15 時 | 10 人   |
| 株式会社西京銀行<br>虹ヶ浜支店 | 光市浅江二丁目 7 番 3 号  | (土日祝日除く)    | 5 人    |